

出入国管理及び難民認定法には、保育士や幼稚園教諭として保育や教育に従事する活動に対応した在留資格はありません。

「永住者」の在留資格で在留する外国人など我が国での活動に制限がない外国人の方については、保育士や幼稚園教諭として就労することが可能です。

(注1) 保育園や幼稚園において語学指導や翻訳・通訳業務に従事する場合は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する場合があります。

(注2) 在留資格「教育」は、本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動が該当するため、保育園や幼稚園で就労する保育士や幼稚園教諭は該当しません。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動